

北九州市立中央図書館窓口業務等委託に係る公募型プロポーザル実施説明書

1 業務の概要

- (1)委託業務名 北九州市立中央図書館窓口業務等委託
- (2)業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3)契約期間 契約締結日から令和12年3月31日まで
- (4)委託料の上限額 272,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)
- (5)業者選定方法 公募型プロポーザル方式

2 参加資格

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3)本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 参加資格の喪失

提案者が受託候補者の特定の日までに、次のいずれかに該当することになった場合は、当該プロポーザルに係る参加資格を失うものとし、また、既に提出された提案は無効とする。

- (1)前条に規定する参加資格の要件を満たす者ではなくなった場合
- (2)不正な利益を図る目的で委員会の委員等と接触したとき
- (3)提案書に虚偽の記載をしたことが判明したとき

4 実施スケジュール

- (1)公募開始日 令和8年9月18日(金)
- (2)質問書の提出期限 令和8年10月 7日(水)17時まで
- (3)参加申出書の提出期限 令和8年10月23日(金)17時まで
- (4)企画提案書の提出期限 令和8年10月30日(金)17時まで
- (5)審査会(プレゼンテーション) 令和8年11月中旬 (注)予定
- (6)受託候補者特定及び結果通知 令和8年11月下旬 (注)予定

5 質問の受付及び回答

説明会は実施しない。質問がある場合は、「質問書(様式1)」に記入の上、「12 問い合わせ先」へ電子メールで送付後、電話連絡を行うこと。

- (1)提出期限 令和8年10月 7日(水)17時まで
- (2)回答方法 質問の回答は、参加申出者に対し、令和8年10月9日(金)18時までに電子メール又はFAXにて回答する。

6 参加申込

「参加申出書(様式2)」に必要事項を記載し、「12 問い合わせ先」へ電子メールで送付後、電話連絡を行うこと。

(1)提出期限 令和8年10月23日(金)17時まで

(2)注意事項 期限内に参加申出書の提出がなかった場合、企画提案に参加できない。なお、参加申出書提出後に企画提案をとりやめる場合は「辞退届(様式5)」を提出すること。

7 企画提案書等

(1)提出書類(全てPDFで提出)

①会社概要(様式3)

②図書館窓口業務等の受託実績(様式4)

③企画提案書(様式自由:30ページ以内)

※原則としてA4判とする。なお、図面等でこれによりがたい場合はA3判でも可。

④見積書(様式自由)

(2)提出内容、提出方法

提出内容	数量	提出方法
① 提案者名「有」PDFデータ	一式	「12 問い合わせ先」へ電子メールで提出。送信後、電話により受信の確認を行うこと。
② 提案者名「無」PDFデータ (提案者名が判別できる社名や印などを黒塗りしたもの)		

(3)提出期限 令和8年10月30日(金)17時まで

8 審査方法

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、審査委員会による審査を行い、受託候補者を決定する。

【審査会(プレゼンテーション)】

(1)開催日時(予定) 令和8年11月中旬 ※日時は、参加申出者に別途連絡する。

(2)会場(予定) 北九州市立子ども図書館地下1F 小研修室

(3)審査方法 外部有識者及び本市職員で構成された審査委員会による審査を行う。各提案者からの説明後、審査委員より質疑応答を行う。(説明:20分、質疑応答:15分)

【審査基準】

(1)審査の項目、基準及び配点は別紙「審査基準」のとおり

(2)選定委員毎200点満点による審査点の合計が最も高い企画提案をした事業者を受託候補者に選定する。当該企画提案書に対する各委員の審査点の合計が満点の半分に満たない場合は、「受託候補者なし」とする場合がある。

(3)応募者なし又は応募者が1者の場合

期限までに企画提案がなかった場合には公募を中止し、業務内容を再検討する。企画提案をした者が1者であった場合は、上記審査方法に従い審査を行う。

9 審査結果等

審査結果は、受託候補者決定後に企画提案公募参加者へ書面又は電子メールにより通知する。また、市のホームページにて公表する。

公表にあたっては、受託候補者については名称及び評価点を公表し、それ以外の提案者については名称は非公表とし、評価点のみを公表する。

10 受託候補者との契約締結

- (1)市は、審査結果の通知後に、受託候補者と委託契約締結に向け、事業内容詳細について協議を行う。その際、企画提案の一部を変更する場合がある。
- (2)協議が整った場合は、業務委託候補者からあらためて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による契約を締結する。
- (3)保証人は不要とする。
- (4)契約保証金は契約額の100分の5以上の額とする。ただし、契約の相手方が北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第25条第7項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。
- (5)契約の辞退等の理由により、第1順位の受託候補者と契約ができない場合は、第2順位の事業者を受託候補者として、手続きを進め契約を締結することがある。第2順位の事業者と契約できない場合についても同様とする。
- (6)その他、本書に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令及び北九州市契約規則などの関係規定の定めに従い処理する。

11 その他注意事項

- (1)提案に係る経費は、提案事業者の負担とする。なお、提出物は返却しない。
- (2)企画提案書の提出後は、実施要領、仕様書等の資料についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3)参加申出書の提出後、企画提案を希望しない場合は、企画提案を辞退することができる。この場合でも、以後、不利益な取り扱いを受けることはない。提案を辞退する場合は、電子メールにて辞退届(様式5)を提出すること。

12 問い合わせ先

北九州市教育委員会中央図書館奉仕課

担当:堀江、梶原

TEL:093-571-1481 FAX:093-571-1484

E-mail:kyou-lib-houshi@city.kitakyushu.lg.jp